

さいたま市告示第990号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和元年11月7日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 島忠さいたま中央店

所在地 さいたま市中央区上落合八丁目3番32号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 株式会社島忠

代表者氏名 代表取締役 岡野 恭明

住 所 さいたま市中央区上落合八丁目3番32号

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

区分	出入口の数
店舗北側 出入口	1箇所
店舗東側 入口	1箇所
店舗東側 出口	1箇所
合計	3箇所

(変更後)

区分	出入口の数
店舗北側 入口①	1箇所
店舗北側 出口①	1箇所
店舗東側 入口②	1箇所
店舗東側 出口②	1箇所
合計	4箇所

(4) 変更する年月日

令和元年11月8日

(5) 変更する理由

駐車場運用計画変更の為

2 届出年月日

令和元年10月23日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和元年11月7日から令和2年3月9日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944

(2) 中央区役所区民生活部総務課

住所 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号

電話 048(840)6013

FAX 048(840)6160

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和元年11月7日から令和2年3月9日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944